

専門家申請誓約事項

私は、千葉県チャレンジ企業支援センター（以下「チャレンジセンター」という。）の専門家申請にあたり、下記の内容について誓約します。

記

1. チャレンジセンター千葉県中小企業診断助言等専門家派遣事業に係る専門家取扱基準及び専門家派遣事業実施要領を順守する。
2. 専門家派遣業務により職務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用しない。
3. 専門家派遣業務により職務上必要がある場合のほか、みだりにチャレンジセンターの名称、または専門家の名称を使用しない。
4. チャレンジセンターから依頼を受けた業務と自己の業務を明確に区別し、みだりにチャレンジセンターの専門家を受けていることを明示しない。
5. 専門家として、また専門家派遣業務に従事するにあたり、信義に従って誠実にこれを履行し、不慮の事故、不測の事態に遭遇した場合は、自己の責任において誠実に対応し、速やかにチャレンジセンターに報告する。
6. 私（所属する団体、企業を含む）が、下記の各号の一に該当すると認められた場合、専門家の申請取消があっても異議を申し立てない。

- 1 法人等（個人、法人又は団体等をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき